

「BNYメロン・グローバル天然資源株式ファンド」

信託終了（繰上償還）予定に関するQ & A



2010年8月

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社



目次

1. 「BNYメロン・グローバル天然資源株式ファンド」は、どのようなファンドですか？……………	1
2. 過去の運用実績はどのようなものだったのですか？……………	2
3. なぜ、信託終了（繰上償還）を行うのですか？……………	3
4. 信託終了（繰上償還）に対して、どのように意思表示を行うのですか？……………	3
5. 「書面決議」とは、どのようなものですか？……………	3
6. どの時点の受益者に議決権があるのですか？……………	3
7. 書面決議の結果を知ることができますか？……………	4
8. 信託終了（繰上償還）の決定後、どのように運用されるのですか？……………	4
9. 償還金は、いつもらえるのですか？……………	4
10. 換金（一部解約）申込の最終日は、いつですか？……………	4
11. 反対受益者の買取請求とは、どのようなものですか？……………	4
12. 反対受益者の買取請求の場合、どのように換金されるのですか？……………	5
13. 反対受益者の買取請求と通常の換金とは、何が違うのですか？……………	5
14. 解約請求時、買取請求時、償還時にかかる税金は、どうなるのですか？……………	5

1. 「BNYメロン・グローバル天然資源株式ファンド」は、どのようなファンドですか？

ファンドの特徴

当ファンドは、BNYメロン・グローバル天然資源株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の天然資源関連のサブセクター（エネルギー、貴金属等）に属する株式に広く投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

■ベビーファンドの運用方針（投資態度）

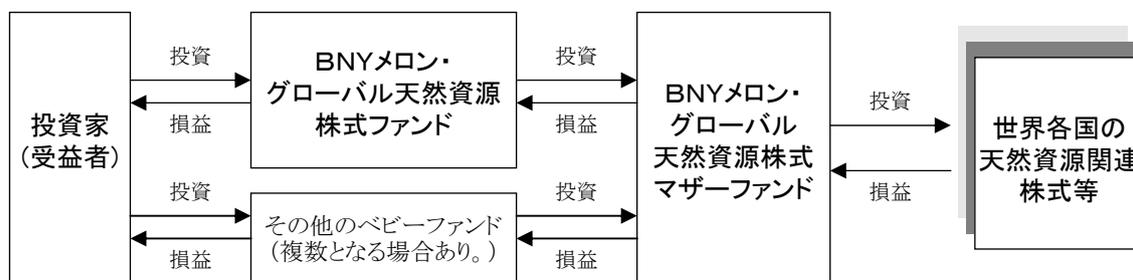
- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国を含む世界各国の天然資源関連の株式に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ④ 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■マザーファンドの運用方針（投資態度）

- ① 主として新興国を含む世界各国の天然資源関連株式に投資します。
- ② 株式への投資にあたっては、S&P GSSI 天然資源指数と DAXglobal®アグリビジネス指数の合成指数（円ベース）をベンチマークとします。
- ③ ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

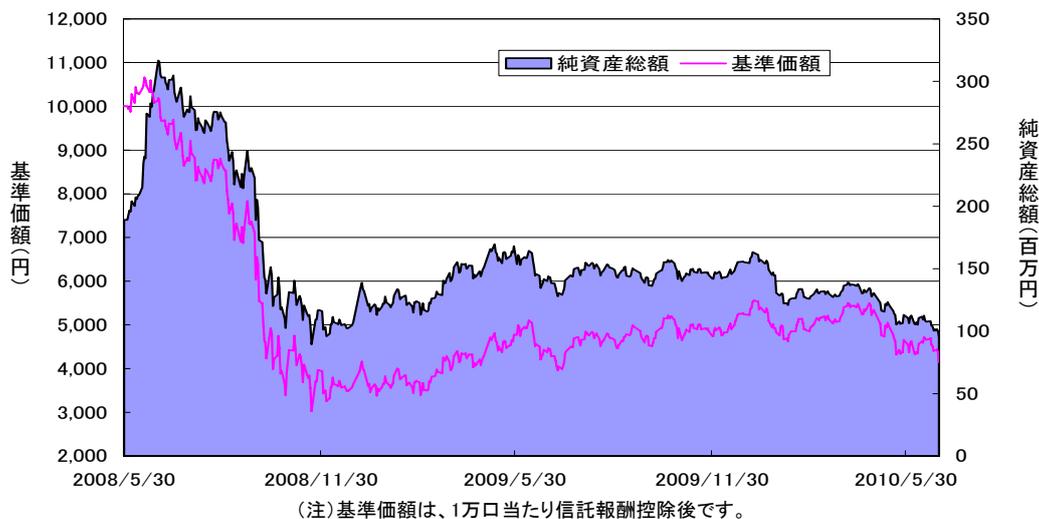
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。



- 当資料は、信託終了（繰上償還）に関する内容をお知らせするために、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

2. 過去の運用実績は、どのようなものだったのですか？

基準価額・純資産総額の推移



2010年6月30日現在	
基準価額	4,148円
純資産総額	94百万円

分配の推移

2008年12月	0円
2009年 5月	0円
2009年11月	0円
2010年 5月	0円
設定来累計	0円

(注)1万口当たり、税引き前

運用経過

設定来、当ファンドではエネルギー、建材、貴金属、食品、農業及び素材関連企業に投資することで長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用してまいりました。当初設定よりサブセクターとして、石油・ガス探査・開発、エネルギー設備・サービス、肥料・農業、総合石油・ガス及び食品セクターへ幅広く分散投資しました。

しかしながら、世界的な金融危機による信用収縮の影響から特に商品関連株、天然資源関連株は軟調に推移し、当ファンドの基準価額も一時 4,000 円を下回る水準まで下落しました。

その後、世界経済の底打ち期待感や商品価格が上昇したことを受けて、当ファンドの基準価額も回復し一時 5,500 円を超える水準まで上昇いたしました。2010年4月下旬以降、欧州の債務問題の影響から商品市場、株式市場とも大きく下落したことで、基準価額も再び下落に転じました。

※運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

- 当資料は、信託終了（繰上償還）に関する内容をお知らせするために、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

3. なぜ、信託終了（繰上償還）を行うのですか？

当ファンドは、平成 20 年 5 月 30 日の設定以来運用を行ってまいりましたが、長期間に亘り受益権口数が信託約款に定める口数（10 億口）を下回っており、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況が続いております（平成 22 年 7 月 23 日現在 217,556,405 口）。弊社といたしましては、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者にとって有利であるとの判断をいたしております。

4. 信託終了（繰上償還）に対して、どのように意思表示を行うのですか？

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行い、その決議をもって実施する予定です。

基準日（平成 22 年 9 月 1 日(水)）現在の受益者の方に、書面決議のために必要な書類を、販売会社を通じてお送りしますので、議決権行使書面にこの信託終了（繰上償還）に賛成または反対される旨をご記入のうえ、平成 22 年 9 月 27 日（**必着**）までに、BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社までご送付ください。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合は、特にお手続をいただく必要はございません。

【送付先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命館 6 階
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

5. 「書面決議」とは、どのようなものですか？

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続は行いません。

なお、本書面決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面を返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

6. どの時点の受益者に議決権があるのですか？

この書面決議は、平成 22 年 9 月 1 日時点の受益者の方（平成 22 年 8 月 27 日までに取得の申し込みをされた方を含みます。以下同じ。）を対象としております。平成 22 年 9 月 1 日以降に当ファンドの取得申込をいただき、これに伴い当ファンドの受益権を取得した受益者の方につきましては、議決権はございませんのでご了承ください。

- 当資料は、信託終了（繰上償還）に関する内容をお知らせするために、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

7. 書面決議の結果を知ることができますか？

書面決議の結果、信託終了（繰上償還）が確定した場合は、直接受益者の方への通知は行いません。

否決され、信託終了（繰上償還）が行われないこととなった場合は、受益者の皆様にはその旨の書面が送付されます。

8. 信託終了（繰上償還）の決定後、どのように運用されるのですか？

信託終了（繰上償還）が決定すると、平成 22 年 11 月 29 日が償還日となります。償還日にはファンドは全額現金化されます。そのため、本決議に反対された受益者の方の買取請求期間が終了した後、組入れ資産の売却を進め、償還日に向けて現金化いたします。なお、信託終了（繰上償還）決定後も償還日まで基準価額の変動はございます。

9. 償還金は、いつもらえるのですか？

書面決議により信託終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（平成 22 年 11 月 29 日）の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いたします。

10. 換金（一部解約）申込の最終日は、いつですか？

書面決議により信託終了（繰上償還）が確定した場合、ご換金（一部解約）のお申込みの最終受付日は、平成 22 年 11 月 24 日(水)となりますのでご注意ください。なお、その際のご換金（一部解約）の価額は、平成 22 年 11 月 25 日(木)の基準価額から信託財産留保額^{*}を控除した価額となります。

^{*}換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額とします。以下同じ。

11. 反対受益者の買取請求とは、どのようなものですか？

書面決議により信託終了（繰上償還）が確定した場合、議決権行使書面にて本決議に反対された受益者は、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産により買取を、取扱販売会社を通じて当ファンドの受託会社（住友信託銀行株式会社）に対し請求することができます。この買取請求は、信託終了（繰上償還）の決議に反対された受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取請求が行える期間は、平成 22 年 10 月 4 日から平成 22 年 10 月 25 日までとなります。反対受益者には、買取請求のご案内が BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパンより送付されます。

なお、信託終了（繰上償還）の決議に反対した受益者が、必ず買取請求をしなければならないわけではございません。

- 当資料は、信託終了（繰上償還）に関する内容をお知らせするために、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

12. 反対受益者の買取請求の場合、どのように換金されるのですか？

買取価額は、当該受益権が有する公正な価額となります。原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。

なお、課税対象額がある場合は税額が差引かれます。また、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。

13. 反対受益者の買取請求と通常の換金とは、何が違うのですか？

反対受益者の買取請求は、信託終了（繰上償還）の決議において議決権行使書面にて反対された受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものです。

この買取請求の場合には、受託会社より買取代金をお支払する際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます。

また、諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の一部解約よりも日数を要する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできませんのでご注意ください。

14. 解約請求時、買取請求時、償還時にかかる税金は、どうなるのですか？

個人の受益者に対する課税

以下は個人の受益者の場合の税率です。法人の場合は税率等が異なります。

	時期	項目	税金
換金時	解約請求	所得税および 地方税	解約時の差益に対して 10%(所得税7%、地方税3%)
	反対受益者の 買取請求	所得税および 地方税	売却時の差益に対して 10%(所得税7%、地方税3%)
	償還時	所得税および 地方税	償還時の差益に対して 10%(所得税7%、地方税3%)

(注) 上記の内容は平成22年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

本件に関するお問合せ先

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
お問合せ窓口 電話番号（代表）03-5288-6431
（営業日の午前9時～午後5時）

- 当資料は、信託終了（繰上償還）に関する内容をお知らせするために、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。